

News Release

令和 7 年 6 月 20 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等について、異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

令和 7 年 6 月 20 日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者及びガス事業者から申請のあった、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等について、経済産業大臣からの意見の求めを受け、審議を経て、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

令和 7 年 4 月 22 日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、電気・ガス料金の支援措置が実施される(令和 7 年 5 月 27 日に一般会計予備費「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が閣議決定済)ことに伴い、令和 6 年 6 月 9 日から 6 月 11 日付で、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た供給約款の遵守義務を負う以下の事業者より、経済産業大臣に対して当該供給約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請がありました。

(参考)「電気・ガス料金負担軽減支援事業」については、経済産業省資源エネルギー庁の HP をご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【申請者】

○みなし小売電気事業者(10 者)

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者(10 者)

- ・北海道電力ネットワーク株式会社

- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○みなしガス小売事業者(1者)

- ・東邦瓦斯株式会社

○一般ガス導管事業者(3者)

- ・東京ガスネットワーク株式会社
- ・大阪ガスネットワーク株式会社
- ・京葉ガス株式会社

【申請概要】

(1)電気

特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款について、以下の供給条件の認可等を受けるための申請

➤ 低圧で供給を行う場合

令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 2.0 円/kWh を差し引いた額とする。

令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 2.4 円/kWh を差し引いた額とする。

令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 2.0 円/kWh を差し引いた額とする。

※ 定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量(みなし kWh)に、令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間は 2.0 円/kWh、令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間は 2.4 円/kWh、令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間は 2.0 円/kWh を乗じた額を差し引き

た額とする。

➤ 高圧で供給を行う場合

令和 7 年 7 月の検針日から令和 7 年 8 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.0 円/kWh を差し引いた額とする。

令和 7 年 8 月の検針日から令和 7 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.2 円/kWh を差し引いた額とする。

令和 7 年 9 月の検針日から令和 7 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.0 円/kWh を差し引いた額とする。

(2)ガス

指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款について、以下の供給条件の認可等を受けるための申請

➤ 料金算定期間の末日が令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間においては、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金から 8.0 円/㎡を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

料金算定期間の末日が令和 7 年 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間においては、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金から 10.0 円/㎡を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

料金算定期間の末日が令和 7 年 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間においては、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金から 8.0 円/㎡を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

※ 大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直接 8.0 円/㎡又は 10.0 円/㎡を引くことができないため、LNG 価格や LPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数についても、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となっている。

本申請に関して、経済産業大臣よりこれらの申請の認可等を行うことについて、意見の求めがあり、令和 7 年 6 月 20 日、電力・ガス取引監視等委員会は、審議を経て、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者: 赤松・曾我部・宮本

電 話 : 03-3501-1529

メール: bz1-s-dentori-somu@meti.go.jp